

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
募集要項等の修正に関する新旧対照表

1 募集要項

No	頁	大項目	小項目					項目等	旧	新																
1	16	3	4	(3)	イ	(ク)	a	一時支払金	<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">一時支払金（A＋B）※1</td><td>A 学校施設環境改善交付金対象経費 （1,488,938千円）</td><td>A = a 1 + a 2 + a 3 a 1 学校施設環境改善交付金相当額＝（744,469千円） a 2 起債（交付金対象額分）＝（A－a 1）×90％＝（<u>595,575</u>円） a 3 その他＝A－a 1－a 2＝（<u>148,894</u>円）</td></tr><tr><td>B 学校施設環境改善交付金対象外経費※3</td><td>B ＝ {(対象となる施設整備業務費※2の合計額)－A}×75％</td></tr></table>	項目		内容	一時支払金（A＋B）※1	A 学校施設環境改善交付金対象経費 （1,488,938千円）	A = a 1 + a 2 + a 3 a 1 学校施設環境改善交付金相当額＝（744,469千円） a 2 起債（交付金対象額分）＝（A－a 1）×90％＝（ <u>595,575</u> 円） a 3 その他＝A－a 1－a 2＝（ <u>148,894</u> 円）	B 学校施設環境改善交付金対象外経費※3	B ＝ {(対象となる施設整備業務費※2の合計額)－A}×75％	<table><tr><th colspan="2">項目</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">一時支払金（A＋B）※1</td><td>A 学校施設環境改善交付金対象経費 （1,488,938千円）</td><td>A = a 1 + a 2 + a 3 a 1 学校施設環境改善交付金相当額＝（744,469千円） a 2 起債（交付金対象額分）＝（A－a 1）×90％＝（<u>670,022</u>千円） a 3 その他＝A－a 1－a 2＝（<u>74,447</u>千円）</td></tr><tr><td>B 学校施設環境改善交付金対象外経費※3</td><td>B ＝ {(対象となる施設整備業務費※2の合計額)－A}×75％</td></tr></table>	項目		内容	一時支払金（A＋B）※1	A 学校施設環境改善交付金対象経費 （1,488,938千円）	A = a 1 + a 2 + a 3 a 1 学校施設環境改善交付金相当額＝（744,469千円） a 2 起債（交付金対象額分）＝（A－a 1）×90％＝（ <u>670,022</u> 千円） a 3 その他＝A－a 1－a 2＝（ <u>74,447</u> 千円）	B 学校施設環境改善交付金対象外経費※3	B ＝ {(対象となる施設整備業務費※2の合計額)－A}×75％
項目		内容																								
一時支払金（A＋B）※1	A 学校施設環境改善交付金対象経費 （1,488,938千円）	A = a 1 + a 2 + a 3 a 1 学校施設環境改善交付金相当額＝（744,469千円） a 2 起債（交付金対象額分）＝（A－a 1）×90％＝（ <u>595,575</u> 円） a 3 その他＝A－a 1－a 2＝（ <u>148,894</u> 円）																								
	B 学校施設環境改善交付金対象外経費※3	B ＝ {(対象となる施設整備業務費※2の合計額)－A}×75％																								
項目		内容																								
一時支払金（A＋B）※1	A 学校施設環境改善交付金対象経費 （1,488,938千円）	A = a 1 + a 2 + a 3 a 1 学校施設環境改善交付金相当額＝（744,469千円） a 2 起債（交付金対象額分）＝（A－a 1）×90％＝（ <u>670,022</u> 千円） a 3 その他＝A－a 1－a 2＝（ <u>74,447</u> 千円）																								
	B 学校施設環境改善交付金対象外経費※3	B ＝ {(対象となる施設整備業務費※2の合計額)－A}×75％																								
2	17	3	4	(3)	イ	(ク)	a	一時支払金	※2 仮契約書（案）別紙4-1の「施設整備業務費」のうち、調理備品調達業務、食器・食缶等調達業務、事務備品調達業務、 <u>備品等調達業務</u> 、 <u>配送車両調達業務</u> に係る費用を控除した金額	※2 仮契約書（案）別紙4-1の「施設整備業務費」のうち、調理備品調達業務、食器・食缶等調達業務、事務備品調達業務、 <u>配送車両調達業務</u> に係る費用を控除した金額																

2 要求水準書

No	頁	大項目	小項目					項目等	旧	新
1	目次	－	－	－	－	－	－	配付資料	－	<u>配付資料9「排水路付替計画図」</u>
2	9	1	3	(5)				敷地の概要 インフラ状況	<u>南側：ガス本管 中圧200A</u> <u>東側：ガス本管 低圧150A</u>	<u>資料2「既存インフラ現況図（ガス）」参照</u>
3	11	1	3	(7)	イ	(キ)	a	事業概要	<u>令和6年度</u>	<u>令和7年度</u>
4	65	6	2	(1)	ウ		f	調理員用トイレ	<u>緊急呼び出し装置を設けること。</u>	削除
5	66	6	2	(2)	ア		c	市職員用トイレ	<u>緊急呼び出し装置を設けること。</u>	削除
6	67	6	2	(2)	イ		d	来客用トイレ	<u>緊急呼び出し装置を設けること。</u>	削除
7	68	6	2	(2)	ウ		f	調理員用トイレ	<u>緊急呼び出し装置を設けること。</u>	削除
8	68	6	2	(2)	ウ		b	調理員用休憩室	<u>男女別に確保すること。</u>	削除
9	68	6	2	(2)	ウ		c	調理員用休憩室	<u>給湯設備及び流し台設備を設置すること。設置台数は事業者の提案とする。</u>	削除
10	資料8	－	－	－	－	－	－	資料	資料8「前並調理場 <u>土壌改良</u> 工事整地計画図」	資料8「前並調理場外1施設解体工事整地計画図」

3 審査基準

No	頁	大項目	小項目					項目等	旧	新
1	6	2	3	(2)	ア	(カ)	(2)	その他に関する提案	<u>(2)災害対策</u>	<u>(3)災害対策</u>
2	6	2	3	(2)	ア	(カ)	(3)	その他に関する提案	<u>(3)地域経済の活性化</u>	<u>(4)地域経済の活性化</u>
3	6	2	3	(2)	ア	(カ)	(3)②	その他に関する提案	※1 様式4-4①初期調達費見積書に記載した「4 建築工事」「5 電気設備工事」「6 空調設備工事」「7 給排水・衛生設備工事」「8 昇降機工事」「11 土木工事」及び「12 附帯工事」の見積額の合計額とする。	※1 様式4-4①初期調達費見積書に記載した「4. 建築工事」「5. 電気設備工事」「6. 空調設備工事」「7. 給排水・衛生設備工事」「8. 昇降機工事」「 <u>10. 事務備品</u> 」「12. 土木工事」「13. 附帯工事」及び「 <u>15. 解体工事（調査関連・解体設計・工事監理を除く）</u> 」の見積額の合計額とする。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
募集要項等の修正に関する新旧対照表

4 様式集（概要説明）

No	頁	大項目	小項目					項目等	旧	新
1	3	2	4	(1)	ウ			提案内容に関する提出書類	5－1 提案概要 A 4 縦 1 P D F	5－1 提案概要 A 4 縦 適宜 P D F

5 様式集

No	頁	大項目	小項目					項目等	旧	新
1	4-4①							見積書	－	(追加) 11. 調理備品、食器・食缶等
2	6-18							その他に関する提案	(カ) その他に関する提案 (2) 災害対策（A 4 縦長 1 枚以内）	(カ) その他に関する提案 (3) 災害対策（A 4 縦長 1 枚以内）
3	6-19①							その他に関する提案	(カ) その他に関する提案 (3) 地域経済の活性化 ① 市内事業者の育成・市内雇用の創出（A 4 縦長 1 枚以内）	(カ) その他に関する提案 (4) 地域経済の活性化 ① 市内事業者の育成・市内雇用の創出（A 4 縦長 1 枚以内）
4	6-19②							その他に関する提案	(カ) その他に関する提案 (3) 地域経済の活性化 ②市内企業の活用（A 4 縦長 1 枚以内）	(カ) その他に関する提案 (4) 地域経済の活性化 ②市内企業の活用（A 4 縦長 1 枚以内）
5	6-19②							その他に関する提案	※1 「市内企業」とは、春日井市内に本店又は支店を有する者とする。	※1 「市内企業」とは、春日井市内に本店を有する者とする。
6	6-19②							その他に関する提案	※3 様式4-4①初期調達費見積書に記載した「4. 建築工事」「5. 電気設備工事」「6. 空調設備工事」「7. 給排水・衛生設備工事」「8. 昇降機工事」「9. 厨房機器」「10. 事務備品」「11. 土木工事」「12. 配送車両」及び「13. 解体工事（調査関連・解体設計・工事監理を除く）」に係る見積額の合計額とする。	※3 様式4-4①初期調達費見積書に記載した「4. 建築工事」「5. 電気設備工事」「6. 空調設備工事」「7. 給排水・衛生設備工事」「8. 昇降機工事」「10. 事務備品」「12. 土木工事」「13. 附帯工事」及び「15. 解体工事（調査関連・解体設計・工事監理を除く。）」に係る見積額の合計額とする。

6 仮契約書（案）

No	頁	大項目	小項目					項目等	旧	新
1	2	7条	1項					本事業の概要	事業者は、本件施設等を対象とする施設整備業務、及び本件施設を対象とする開業準備業務、維持管理業務業務及び運営業務とこれらに付随又は関連する一切の事業により構成される本事業を行う。	事業者は、本件施設等を対象とする施設整備業務、及び本件施設を対象とする開業準備業務、維持管理業務及び運営業務とこれらに付随又は関連する一切の事業により構成される本事業を行う。
2	2	8条	1項					本事業の事業方式	…事業者は、本件契約等に定めるところに従い、開業準備業務及び維持管理・運営期間にわたり、本件施設の維持管理業務・運営業務を遂行するものとする。	…事業者は、本件契約等に定めるところに従い、開業準備期間及び維持管理・運営期間にわたり、本件施設の開業準備業務及び維持管理業務・運営業務を遂行するものとする。
3	3	9条	1項					本件施設用地等の使用	事業者は、本事業期間中、施設整備業務を遂行するために必要と市が認める範囲において、市の所有する本件施設用地等は無償にて使用することができる。	事業者は、本事業期間中、本件業務を遂行するために必要と市が認める範囲において、市の所有する本件施設用地等は無償にて使用することができる。
4	5	19条	4項					契約保証金	…保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。	…保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、事業者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
5	16	40条	6項					建設関連業務のモニタリング	…市は、事業者が提案書類等（様式集 様式6-15）において提案した、建築工事費等のうち市内企業への発注額が占める割合（建築工事費等のうち市内企業への発注額/建築工事費等）を達成できなかった場合には、事業者に対し違約金を請求することができる。	…市は、事業者が提案書類等（様式集 様式6-19②）において提案した、建築工事費等のうち市内企業への発注額が占める割合（建築工事費等のうち市内企業への発注額/建築工事費等）を達成できなかった場合には、事業者に対し違約金を請求することができる。
6	19	47条	1項					本件施設等引渡予定日の変更	…当該引渡予定日の変更について、当該引渡予定日の30 日前までにその理由を明示し、変更を請求し協議を求めることができる。	…当該引渡予定日の変更について、当該引渡予定日の30 日前までに（ただし、その後引に引渡予定日における引渡しに困難な事由が発生した場合は直ちに）その理由を明示し、変更を請求し協議を求めることができる。

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
募集要項等の修正に関する新旧対照表

7	27	67条	5項					異物混入・食中毒等	ただし、事業者がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかに <u>ならない場合で、かつ</u> その結果に関し市の承諾を得た場合は、当該損害は市が負担し、事業者は負担を免れるものとする。	ただし、事業者がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかに <u>ならず、</u> その結果に関し市の承諾を得た場合は、当該損害は市が負担し、事業者は負担を免れるものとする。
8	29	73条	1項					本件業務の終了に伴う引継資料等	事業者は、本件契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、市に対し、設計図書、その他施設整備業務に関する書類 <u>に関する書類</u> …	事業者は、本件契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、市に対し、設計図書、その他施設整備業務に関する書類…
9	33	80条	1項					開業準備業務期間中又は維持管理・運営期間中の解除の効力等	…（本件契約の全部又は一部が解除されたのが維持管理・運営期間の初年度の場合は、維持管理・運営期間の1年度分のサービス対価B（固定料金）及びサービス対価B（変動料金）の合計の <u>7か月分相当額</u> 並びにサービス対価Cの合計額）	…（本件契約の全部又は一部が解除されたのが維持管理・運営期間の初年度の場合は、維持管理・運営期間の1年度分のサービス対価B（固定料金）及びサービス対価B（変動料金）の合計額並びにサービス対価Cの合計額）
10	42	107条	6項					支払額及び支払額の算定方法	6 事業者は、本件契約の効力発生後直ちに、請負人等をして、秘密情報を漏らさない旨の誓約書（ <u>前項の内容の確認を含む。</u> ）を市に提出させなければならない。	6 事業者は、本件契約の効力発生後直ちに、請負人等をして、秘密情報を漏らさない旨の誓約書（ <u>第1項、第2項、第4項及び第5項の内容の確認を含む。</u> ）を市に提出させなければならない。
11	43	107条	7項					支払額及び支払額の算定方法	7 事業者は、前項の請負人等が更に業務の一部を他の第三者に委託等を行う場合には、当該受託者をして、当該第三者に守秘義務を負わせ、当該第三者をして秘密情報を漏らさない旨の誓約書（ <u>前項の内容の確認を含む。</u> ）を市に提出させなければならない。	7 事業者は、前項の請負人等が更に業務の一部を他の第三者に委託等を行う場合には、当該受託者をして、当該第三者に守秘義務を負わせ、当該第三者をして秘密情報を漏らさない旨の誓約書（ <u>第1項、第2項、第4項及び第5項の内容の確認を含む。</u> ）を市に提出させなければならない。
12	44	別紙1						用語の定義	「事業者」とは、株式会社●●●●をいう。本事業を遂行することを目的として優先交渉権者によって会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社●●●●として設立された新会社（特別目的会社）である。	「事業者」とは、本事業を遂行することを目的として構成企業が会社法（平成17 年法律第86 号）に定める株式会社として設立する新会社（特別目的会社）をいう。
13	54	別紙4-1	2	(1)	①			支払額及び支払額の算定方法	施設整備業務のうち、 <u>解体業務費用</u> を除いた施設整備に係る対価の一部を一括支払金して、当該部分の引渡し完了後、請求を受けた日から30 日以内に支払う。	施設整備業務のうち、 <u>解体業務</u> を除いた施設整備に係る対価の一部を一括支払金して、当該部分の引渡し完了後、請求を受けた日から30 日以内に支払う。
14	54	別紙4-1	2	(1)	②			支払額及び支払額の算定方法	施設整備業務費のうち上記サービス対価A 1（A 1－1 及びA 1－2）を除いた額とし、本件施設の引渡し後から本事業期間の終了までの間、割賦方式にて支払う。令和11 年度以降、年4 回、計 <u>60</u> 回払いとする。	<u>サービス対価A</u> のうち上記サービス対価A 1（A 1－1 及びA 1－2）を除いた額とし、本件施設の引渡し後から本事業期間の終了までの間、割賦方式にて支払う。令和11 年度以降、年4 回、計 <u>61</u> 回払いとする。
15	55	別紙4-1	2	(1)	②			支払額及び支払額の算定方法	・ 基準金利の確定は、本施設の引渡日の <u>2 営業日前（銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日）</u>	・ 基準金利の確定は、本施設の引渡日の <u>2 銀行営業日前</u>
16	56	別紙4-1	3	(2)				支払額及び支払額の算定方法	③ 提供給食数の定義 ④ 提供対象者数及び提供給食数の保証	① 提供給食数の定義 ② 提供対象者数及び提供給食数の保証
17	58	別紙4-1	4					サービス対価の改定及び変更	<u>2.</u> サービス対価の改定及び変更	<u>4.</u> サービス対価の改定及び変更
18	58	別紙4-1	4	(1)	①	イ		サービス対価の改定及び変更	市又は事業者は、アの規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（サービス対価A から当該請求時の出来形部分に相応するサービス対価A を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の <u>15</u> を超える額につき、サービス対価A の変更に応じなければならない。	市又は事業者は、アの規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（サービス対価A から当該請求時の出来形部分に相応するサービス対価A を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の <u>10</u> を超える額につき、サービス対価A の変更に応じなければならない。
19	58	別紙4-1	4	(1)	①	イ		サービス対価の改定及び変更	A t－A 0 > A 0 × <u>1.5%</u> の場合 変更後のサービス対価A = A 0 ×（Pt／Po - <u>0.015</u> ） A t－A 0 < A 0 × <u>－1.5%</u> の場合 変更後のサービス対価A = A 0 ×（Pt／Po + <u>0.015</u> ）	A t－A 0 > A 0 × <u>1%</u> の場合 変更後のサービス対価A = A 0 ×（Pt／Po - <u>0.01</u> ） A t－A 0 < A 0 × <u>－1%</u> の場合 変更後のサービス対価A = A 0 ×（Pt／Po + <u>0.01</u> ）

春日井市西部地区新調理場整備・運営事業
募集要項等の修正に関する新旧対照表

20	58	別紙 4-1	4	(1)	①	イ		サービス対価の改定及び変更	※2 指標とは、「建設物価（一般財団法人建設物価調査会）」の名古屋の建築費指数（確定値）における「標準指数：工場S」の「 <u>工事原価</u> 」とする。	※2 指標は以下のとおりとする。 ① <u>直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる費用：「建設物価（一般財団法人建設物価調査会）」の名古屋の建築費指数（確定値）における「標準指数：工場S」の「建築」及び「設備」（電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事）</u> ② <u>厨房機器調達業務に係る費用：日本銀行統計調査局による企業物価指数「生活関連産業用機械」</u> ③ <u>調理備品調達業務に係る費用：日本銀行統計調査局による企業物価指数「その他工業製品」</u>																
21	58	別紙 4-1	4	(1)	①	エ		サービス対価の改定及び変更	この場合においては、 <u>アで「本事業の募集公告日」とあるのは「直前の本規定に基づく、基準とした日」とするものとする。</u>	この場合においては、「 <u>P_o：本事業の募集公告日の属する月の指標</u> 」とあるのは「 <u>P_o：直前のサービス対価Aの変更を請求した月の指標</u> 」とするものとする。																
22	59	別紙 4-1	4	(2)				サービス対価の改定及び変更	なお、物価改定は前回改定時の属する月の指標（令和8年度及び9年度については事業者が本事業の参加者として市に提出した提案書類等を市が受領した日の属する月の指標）（小数点第2位以下の端数は切り捨て）を C S P I x-1 として算定する。	なお、物価改定は前回改定時の属する月の指標（令和11年度については本事業の募集公告日の属する月の指標（小数点第2位以下の端数は切り捨て））を C S P I x-1 として算定する。																
23	59	別紙 4-1	4	(2)				サービス対価の改定及び変更	<table><tr><th>区分</th><th>業務</th><th>指標</th></tr><tr><td rowspan="2">サービス対価B (固定料金)</td><td>維持管理費相当額</td><td>企業向けサービス価格指数「建物サービス」 (日本銀行調査統計局)</td></tr><tr><td>運営費相当額</td><td><u>企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」 (日本銀行調査統計局)</u></td></tr></table>	区分	業務	指標	サービス対価B (固定料金)	維持管理費相当額	企業向けサービス価格指数「建物サービス」 (日本銀行調査統計局)	運営費相当額	<u>企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」 (日本銀行調査統計局)</u>	<table><tr><th>区分</th><th>業務</th><th>指標</th></tr><tr><td rowspan="2">サービス対価B (固定料金)</td><td>維持管理費相当額</td><td>企業向けサービス価格指数「建物サービス」 (日本銀行調査統計局)</td></tr><tr><td>運営費相当額</td><td><u>地域別最低賃金（愛知県） (厚生労働省)</u></td></tr></table>	区分	業務	指標	サービス対価B (固定料金)	維持管理費相当額	企業向けサービス価格指数「建物サービス」 (日本銀行調査統計局)	運営費相当額	<u>地域別最低賃金（愛知県） (厚生労働省)</u>
区分	業務	指標																								
サービス対価B (固定料金)	維持管理費相当額	企業向けサービス価格指数「建物サービス」 (日本銀行調査統計局)																								
	運営費相当額	<u>企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」 (日本銀行調査統計局)</u>																								
区分	業務	指標																								
サービス対価B (固定料金)	維持管理費相当額	企業向けサービス価格指数「建物サービス」 (日本銀行調査統計局)																								
	運営費相当額	<u>地域別最低賃金（愛知県） (厚生労働省)</u>																								
24	59	別紙 4-1	4	(2)				サービス対価の改定及び変更	<table><tr><th>区分</th><th>業務</th><th>指標</th></tr><tr><td>サービス対価B (変動料金)</td><td>1食単価</td><td><u>企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」 (日本銀行調査統計局)</u></td></tr></table>	区分	業務	指標	サービス対価B (変動料金)	1食単価	<u>企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」 (日本銀行調査統計局)</u>	<table><tr><th>区分</th><th>業務</th><th>指標</th></tr><tr><td>サービス対価B (変動料金)</td><td>1食単価</td><td><u>地域別最低賃金（愛知県） (厚生労働省)</u></td></tr></table>	区分	業務	指標	サービス対価B (変動料金)	1食単価	<u>地域別最低賃金（愛知県） (厚生労働省)</u>				
区分	業務	指標																								
サービス対価B (変動料金)	1食単価	<u>企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」 (日本銀行調査統計局)</u>																								
区分	業務	指標																								
サービス対価B (変動料金)	1食単価	<u>地域別最低賃金（愛知県） (厚生労働省)</u>																								
25	77	別紙 10	2					減額ポイントに応じた減額	減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間のサービス対価の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期のサービス対価より差し引く。	減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間のサービス対価の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期のサービス対価より差し引く。 なお、 <u>直前1年間について減額ポイントの合計が2点以下であった場合には、減額ポイントが5点を超過したした時に救済措置として2点を減算できるものとする。本救済措置は、1回適用されるごとにリセットされることとし、リセットされた日を起点とした1年間について減額ポイントの合計が2点以下であった場合に適用される。</u>																